

屋外広告業の登録について

1. 登録の申請と有効期間（条例第 26 条、第 26 条の 2）

横須賀市内で屋外広告業を営もうとする方は、横須賀市長の登録を受けるため登録申請書を提出しなければなりません。

登録の有効期間は5年間で、有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする方は、有効期間満了の 30 日前までに更新の登録申請が必要となります。

2. 登録の申請手数料（条例第 26 条）

登録申請手数料は、新規・更新とも1万円です。

3. 登録の実施（条例第 26 条の 3）

登録申請書の提出があったときは、登録を拒否する場合を除いて、屋外広告業者登録簿に登録し、その旨を登録申請者に通知します。

4. 登録の拒否（条例第 26 条の 4）

登録申請者が以下のいずれかに該当するとき、又は登録申請書や添付書類の重要な事項について虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否することとします。

- (1) 登録の取り消し処分のあった日から2年を経過していないとき
- (2) 登録を取り消された法人において、その取り消し処分のあった日の前 30 日以内に役員であった方で、その処分のあった日から2年を経過していないとき
- (3) 営業停止を命じられ、その停止の期間が経過していないとき
- (4) 屋外広告物法に基づく条例(他の自治体の条例も含む。)又はこれに基づく処分に違反して、罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき
- (5) 屋外広告業者の方が未成年者で法定代理人を選任している場合に、その法定代理人が上記(1)から(4)までのいずれかに該当するとき
- (6) 屋外広告業者の方が法人で、その役員に上記(1)から(4)までのいずれかに該当するものがあるとき
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していないとき

5. 登録事項変更の届出（条例第 26 条の 5）

登録事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に届出の必要があります。

6. 屋外広告業者登録簿の閲覧（条例第 26 条の 6）

屋外広告業者登録簿は一般の閲覧に供します。

7. 廃業等の届出（条例第 26 条の 7）

屋外広告業を廃業したときは、その日から 30 日以内に届出の必要があります。

8. 登録の抹消（条例第 26 条の 8）

登録の有効期間が満了した後も更新登録の申請を提出しないとき、行政処分により登録が取り消されたとき又は横須賀市の登録業者が神奈川県に登録業者になった旨の届出を受理したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消します。

9. 業務主任者の選任（条例第 28 条）

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を設置する必要があります。登録の申請を予定されている場合は、必要な資格の取得や屋外広告物講習会の受講についてご準備ください。

○ 業務主任者となることのできる方の例

- ・ 横須賀市又は他の都道府県、指定都市、中核市が行う屋外広告物に関する講習会の課程を修了した方

- ・ 屋外広告士(屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する試験に合格した方)
- ・ 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づき、職業訓練指導員免許を受けた方、技能検定に合格した方又は職業訓練の修了証書の交付を受けた方

10. 業務主任者の業務 (条例第 28 条)

業務主任者は次に掲げる業務の総括を行います。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること
- (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施行その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること
- (3) 条例に規定する帳簿の記載に関すること
- (4) その他業務の適正な実施の確保に関すること

11. 標識の掲示 (条例第 28 条の 2)

屋外広告業者は、営業所ごとに公衆の見やすい場所に、屋外広告業者登録票を掲げなければなりません。

12. 帳簿の備付け (条例第 28 条の 3)

(1) 屋外広告業者は営業所ごとに次の事項を記載した帳簿を備え、書面及び磁気ディスク等確実に記録できる手段により保存しなければなりません。

- ・ 注文者の商号、名称又は氏名及び住所
- ・ 広告物等の所在地
- ・ 広告物等の名称又は種類及び数量
- ・ 広告物等を表示し、又は設置した年月日
- ・ 請負金額

(2) 帳簿は、各事業年度の末日で閉鎖し、閉鎖後 5 年間は営業所ごとに保存しなければなりません。

13. 屋外広告業者に対する指導等 (条例第 28 条の 4)

市長は屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。

14. 登録の取消し等 (条例第 28 条の 5)

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができます。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録(更新を含む)を受けたとき
- (2) 「4. 登録の拒否」(2)又は(4)~(7)のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 登録事項の変更について届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき
- (4) 屋外広告物法に基づく条例(他の自治体の条例も含む。)又はこれに基づく処分違反したとき

15. 神奈川県に登録を受けた方に関する特例 (条例第 28 条の 6)

神奈川県に登録を受けた方は、横須賀市に特例屋外広告業の届出をすることで本市内での営業ができます。詳しくは「神奈川県登録業者の特例について」をご覧ください。

16. 監督処分簿の備付け等 (条例第 29 条)

「14. 登録の取消し等」の処分を行ったときは、屋外広告業者監督処分簿に処分年月日及び内容等を記載し、一般の閲覧に供します。

17. 報告及び検査 (条例第 30 条)

特に必要があると認めるときは、横須賀市内で屋外広告業を営む方の営業について必要な報告をさせ、又は営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問すること

ができます。

18. 罰則（条例第 39 条、第 40 条）

登録に関しては、次の罰則があります。また、法人又は人の業務に関して、その従業者等が違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人も罰金刑が科せられることとなります。

(1) 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

ア 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

イ 不正の手段により登録を受けた者

ウ 営業の停止の命令に違反した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

ア 登録事項の変更について届出をせず又は虚偽の届出をした者

イ 業務主任者を選任しなかった者

(3) 次のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

ア 報告徴収に対して報告をしない者、又は虚偽の報告をした者

イ 立ち入り検査を拒んだり妨げたり等した者

(4) 次のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

ア 廃業等の届出を怠った者

イ 神奈川県に登録を受けている者で、特例屋外広告業の届出をしないで横須賀市内で営業した者

ウ 特例屋外広告業の届出をした者で、届出事項の変更の届出又は廃業等の届出を怠った者

エ 営業所に登録業者である標識を掲げない者

オ 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

19. 経過措置について

平成 23 年 9 月 30 日までに、条例の規定による屋外広告業の届出を行っている屋外広告業者の方は、平成 23 年 10 月 1 日以降も登録を受けなくても、1 年間は屋外広告業を営むことができます。

ただし、その場合でも、登録を受けた屋外広告業者とみなして次の規定を適用します。

(1) 条例第 26 条の 5 第 1 項及び第 3 項（登録事項（第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号について）の変更の届出）

(2) 条例第 26 条の 7 第 1 項（廃業等の届出）

(3) 条例第 28 条（業務主任者の選任等）

(4) 条例第 28 条の 3（帳簿の備付け等）

(5) 条例第 28 条の 4（屋外広告業者に対する指導等）

(6) 条例第 28 条の 5（営業の停止命令）

(7) 条例第 29 条（監督処分簿の備付け等）

(8) 上記に係る罰則